

【災害対策費用保険】

1. 保険の概要

(1) 対象となる損害（基本補償）

自然災害又はそのおそれが発生し、町村等が、町村等の区域における防災を目的とする「避難指示又は高齢者等避難を発令した」ことにより、次の①から⑧までに掲げる費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。ただし、災害救助法の適用を受けた災害を除く。

※災害救助法第2条第2項のみの適用を受けた災害については保険金を支払う。

- ① 避難所の設置
- ② 炊き出しその他による食品の供与
- ③ 飲料水等の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 学用品の給与
- ⑦ 上記①から⑥までに関する輸送費
- ⑧ 応急救助費（職員の超過勤務手当等の人件費、消防団員の出動報酬又は出動手当、消耗品等）

(2) 地震・噴火・津波オプション

基本補償で対象外としている地震、噴火又はこれらによる津波に起因する避難指示又は高齢者等避難を発令したことによる費用を支払う。

支払う費用の種類、支払基準、支払期間は、基本補償と同様である。ただし、災害救助法の適用を受けた災害を除く。